

平成30年度等級等ごとの職員の数の公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（平成30年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数について公表します。

1 野迫川村一般職の職員の給与に関する条例

(1) 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名・人数	
1級	係員の職務	5	15.6	主事補 主事	1人 4人
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	15	46.9	主事	12人
3級	1 係長の職務 2 課長補佐の職務	5	15.6	課長補佐	5人
4級	1 課長の職務 2 参事の職務	6	18.8	課長	6人
5級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課長の職務	1	3.1	課長	1人

(2) 医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名・人数	
1級	准看護師の職務	1	25	保健師	1人
2級	看護師、保健師の職務 ・高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	3	75	看護師 保健師	2人 1人
3級	看護師、保健師の職務 ・困難な業務を分掌する職務	0	0		